



東京23区に在住または通勤して、 柏崎市に移住した方に移住支援金を交付します！

首都圏移住・就業者支援補助制度

【補助金額】

2人以上の世帯

100万円

+

申請者の世帯に18歳未満の方がいる場合、
1人につき100万円を加算

単身世帯

60万円

※2人以上の世帯は、移住元でも同一の世帯である必要があります。

※柏崎市から転出した場合や補助金対象の職を辞した場合に、
補助金の全額または半額を返還する規定があります。

【補助対象者の主な要件（抜粋）】①・②・③すべてに該当

①移住元に関する要件 すべてに該当

柏崎市に住民票を移す直前

- ☐ 10年間のうち、通算5年以上
☐ 連続して1年以上

東京23区に在住
または

東京圏※1に在住し、東京23区に通勤

（※1：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県で、条件不利地域を除く）

※在住と通勤の合算可

※東京23区内の大学等に通学し、
東京23区内の企業等に就職した方
は、通学期間も対象にできます。

②転入先に関する要件

- ☐ 令和6（2024）年4月1日以降に柏崎市に転入

③仕事等に関する要件 (1)～(4)のいずれかに該当

(1)就職	☐ アまたはイに該当 ア 新潟県移住支援金対象求人サイトに掲載された対象企業に就職 イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職
(2)起業	☐ 申請日の前1年以内に、新潟県が実施する起業支援事業の起業支援金の交付決定を受けている。（起業支援金については、「にいがた産業造機構（NICO）」へお問合せください）
(3)テレワーカー	☐ 自身の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行う。 ☐ 移住先で、週20時間以上テレワークを実施する。
(4)関係人口	☐ ア～ウすべてに該当 ア 住民登録時点で50歳以下 イ 申請時に【支給対象者の要件】のいずれかに該当 ウ 申請時に【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当 【支給対象者の要件】 1 転入前に柏崎市の移住セミナーや相談会、お試し移住体験の参加経験がある者 2 転入の3か月より前から柏崎ファンクラブの会員である者 3 市内二大学（新潟産業大学、新潟工科大学）の卒業生 【地域の担い手確保の要件】 1 市内の農林水産業に新たに就業し、市内で週20時間以上の就労をする者 2 市内に拠点を置く家業等に新たに就業し、市内で週20時間以上の就労をする者

新潟県移住支援金
対象求人サイトにいがた産業創造機構
（NICO）補助金の詳細は
柏崎市HPで
ご確認ください

【申請期間】

転入日から1年以内のうち、令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで

(2025)

(2026)

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。

※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。申請希望の方は、転入後、お早めに元気発信課で待機登録をしてください。

※令和8（2026）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

補助金の申込み・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-47-7333 まで